



# 島根県報

平成30年6月26日（火）

第3,017号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

### 【告 示】

漁業災害補償法の規定による同意 (水 産 課) 2

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出 (中 小 企 業 課) 3

### 【公 告】

大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧 (中 小 企 業 課) 3

島根県・松江市屋外広告物講習会の開催 (都 市 計 画 課) 4

### 【選管告示】

政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体 4

政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体 6

### 【正 誤】

平成30年5月25日付け島根県報第3,008号中 (選挙管理委員会) 6

**公布された条例等のあらまし**◇**島根県事務決裁規則の一部を改正する規則**（規則第71号）

## 1 規則の概要

島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例の規定に基づく事務の処理の迅速化を図るための専決権の下位委譲に伴う所要の改正

- (1) 放置自動車の撤去の勧告又は命令をすること。（別表第1関係）
- (2) 放置自動車の調査及び警告書の貼付けをさせ、並びに警察署に通報すること。（別表第4関係）
- (3) 放置自動車を移動し、及び保管し、所有者等に通知し、所有者等が判明しない場合に公示し、並びに警察署に通知すること。（別表第4関係）
- (4) 廃自動車と認定した、又は廃自動車と認定することが困難な場合の処分に係る公示をした放置自動車を処分すること。（別表第4関係）
- (5) 放置自動車の移動及び保管又は処分に要した費用を請求すること。（別表第4関係）

## 2 施行期日

平成30年7月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第71号**

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第1第25号局長等専決事項の欄に次のように加える。

(1) 放置自動車の撤去の勧告又は命令をすること。

別表第4中第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。

(2) 島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例（平成30年島根県条例第11号）の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。

ア 放置自動車の調査及び警告書の貼付けをさせ、並びに警察署に通報すること。

イ 放置自動車を移動し、及び保管し、所有者等に通知し、所有者等が判明しない場合に公示し、並びに警察署に通知すること。

ウ 廃自動車と認定した、又は廃自動車と認定することが困難な場合の処分に係る公示をした放置自動車を処分すること。

エ 放置自動車の移動及び保管又は処分に要した費用を請求すること。

**附 則**

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

**告 示****島根県告示第453号**

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があつ

たと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成30年 6 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 加入区の名称

海士町

2 加入区の区域

海士町漁業協同組合の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表21の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

---

### 島根県告示第454号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成30年 6 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

平田中ノ島4街区（シェルピア中ノ島） 島根県出雲市平田町7158

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

島根県農業協同組合 代表理事組合長 竹下 正幸 島根県松江市殿町19番地1

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,049.3平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

632平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となった日

平成27年 1 月26日

2 届出年月日

平成30年 6 月18日

## 公

## 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年 6 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

平田中ノ島4街区（シェルピア中ノ島） 島根県出雲市平田町7158

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

島根県農業協同組合 代表理事組合長 竹下 正幸 島根県松江市殿町19番地1

- 3 承継の年月日  
平成27年 1 月26日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所  
株式会社シェルパ 島根県出雲市平田町7668
- 5 承継の理由  
譲渡のため
- 6 承継に係る店舗面積  
2,049.3平方メートル
- 7 縦覧場所  
出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）第19条の規定により島根県・松江市屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）第12条第1項の規定により公告する。

平成30年 6 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 講習会の目的  
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする。
- 2 主催  
島根県及び松江市
- 3 期日及び場所  
期日 平成30年 8 月28日（火）及び同月29日（水）  
場所 松江市白鷺本町43番地 STICビル  
松江市市民活動センター 2階 201・202研修室
- 4 受講申込受付期間  
平成30年 7 月 2 日（月）から同年 8 月10日（金）まで
- 5 受講申込先  
島根県土木部都市計画課、隠岐支庁県土整備局又は各県土整備事務所若しくは各事業所
- 6 受講申込用紙の請求先  
島根県土木部都市計画課
- 7 受講手数料  
3,970円（島根県収入証紙をもって納付のこと。）

## **選 挙 管 理 委 員 会 告 示**

### 島根県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 6 月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 政党

## 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
国民民主党島根県総支部連合会	森本 秀歳	名称	国民民主党島根県総支部連合会	民進党島根県総支部連合会	平成30年6月7日
		代表者の氏名	森本 秀歳	石橋 通宏	
		会計責任者の氏名	岩田 浩岳	角 智子	
国民民主党島根県第1区総支部	岩田 浩岳	名称	国民民主党島根県第1区総支部	民進党島根県第1区総支部	平成30年6月7日
		代表者の氏名	岩田 浩岳	石橋 通宏	
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
		公職の種類(第1号)	—	参議院議員	
国民民主党島根県第2区総支部	平谷 昭	名称	国民民主党島根県第2区総支部	民進党島根県第2区総支部	平成30年6月7日
		主たる事務所の所在地	益田市駅前町34-6	浜田市長沢町669-7	
		代表者の氏名	平谷 昭	石橋 通宏	
		会計責任者の氏名	芦谷 英夫	須山 隆	
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
		公職の種類(第1号)	—	参議院議員	
自由民主党島根県石油販売業支部	伊藤 隆庸	代表者の氏名	伊藤 隆庸	檀山 義皓	平成30年5月22日
自由民主党島根県林業支部	三吉 庸善	会計責任者の氏名	佐藤 隆	岩田 利寛	平成30年5月22日

## 2 その他の政治団体

## 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
国際勝共連合島根県本部	野津 治	代表者の氏名	野津 治	吉岡 登	平成30年6月5日
		会計責任者の氏名	吉岡 和子	吉岡 登	

島根県石油政治連盟	伊藤 隆庸	代表者の氏名	伊藤 隆庸	樋山 義皓	平成30年 5 月 22 日
島根県林業政治連盟	絲原 徳康	会計責任者の氏名	佐藤 隆	岩田 利寛	平成30年 5 月 22 日
全日本不動産政治連盟島根県本部	木村 勇治	会計責任者の氏名	山根 潤	田辺 晴幸	平成30年 4 月 2 日
高見康裕後援会	小村 正	主たる事務所の所在地	出雲市平田町5378-6	出雲市島村町230	平成30年 6 月 3 日
		代表者の氏名	小村 正	高見 康裕	
田中八洲男後援会	森田 泰精	代表者の氏名	森田 泰精	大畑 忠司	平成30年 5 月 28 日

### 島根県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年 6 月 26 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
土井正人後援会	井上 益雄	平成29年12月31日

## 正 誤

平成30年 5 月 25 日付け島根県報第3,008号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
17	島根県選挙管理委員会告示第8号中	ホシザキ労働組合島根支部	ホシザキ労働組合島根支部政治活動委員会